

大阪市地域公共人材選考会議開催要綱

制定 平成26年8月20日

(目的)

第1条 大阪市地域公共人材選考会議（以下「選考会議」という。）は、大阪市地域公共人材バンクに登録する人材の選考にあたって、有識者等による公平かつ適正な意見聴取を行うため開催する。

2 選考会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 大阪市地域公共人材養成プログラムの受講者の選考に関すること
- (2) 大阪市地域公共人材登録バンクの登録者の選考に関すること
- (3) 前2号にかかる選考基準に関すること
- (4) その他、第1号及び第2号の選考に関し、市民局長が必要と認めること

(委員)

第2条 選考会議は、外部の有識者4名以内の委員をもって開催する。

(座長)

第3条 選定会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

(開催期間)

第4条 選考会議は、概ね1年間開催する。

(庶務)

第5条 選考会議の庶務は、市民局区政支援室地域力担当において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選定会議の開催に関し必要な事項は、委員の意見を聴いたうえで、市民局長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年8月20日から施行する。